平成２８年（フ）第４３号
高知市横浜西町27番６号、開始決定時の住所　高知市横浜西町27番５号
破産者　金子由美子
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８４号
熊本市北区下硯川１丁目２番30号　メゾンサカイ２－Ｃ
破産者　楠瀬　茂雄
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８５号
北海道旭川市末広東２条12丁目２番１号
破産者　釜　　実
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３５号
北海道増毛郡増毛町南畠中町５丁目230番地の１
破産者　布施みつ子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
青森市花園２－17－28　フラワーハイツ202号室、住民票上の住所栃木県下都賀郡壬生町大字助谷798番地　中島方
破産者　若林　憲司
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
青森県三沢市南町３丁目31番地3160号　２号住宅
破産者　風穴　博之
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第２２６８号
神奈川県大和市下鶴間2774番地１　モアグランデ南林間707号、旧住所神奈川県海老名市さつき町９番地27－303
破産者　菅原　明美（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０８号
横浜市緑区いぶき野44番地４　サンモールいぶき野106号、旧住所川崎市川崎区観音２丁目20番16号
破産者　高濱　　修
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０１号
横浜市戸塚区矢部町684番地１　スカイアパート201号、旧住所横浜市泉区弥生台13番地11マルヤ第一ビル303号
破産者　大箭　健太
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１５０号
横浜市旭区万騎が原32番地１　１－404号、旧住所横浜市保土ケ谷区仏向町845番地１　コンフォール仏向町１棟610号
破産者　石塚　康一
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３６４号
神奈川県鎌倉市山崎1390番地　レーベンスガルテン山崎７号棟602号室
破産者　山田　政孝
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８号
金沢市松島２丁目121番地　ライムガーデン203号、従前の住所金沢市昭和町５番８号
破産者　田中　茂治
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７８号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５－２－13ふかざわハイツ202号、住民票上の住所静岡県富士宮市内房3894番地の３
破産者　深澤　早苗
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５９２号
静岡県磐田市池田135番地３
破産者　平田　克彦
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５９３号
静岡県磐田市彦島385番地２　フレンドハウスさんさん
破産者　平田　和子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
静岡県浜松市北区細江町中川809番地の４
破産者　馬渕　秀人
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
静岡県浜松市東区小池町975番地の５
破産者　笠原めぐみ（旧姓石田）
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１３８号
京都市山科区上花山桜谷１番地２　パデシオン夢ヶ丘116、申立時住所京都市右京区太秦乾町14番地の２
破産者　中村　正義
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係